

人間環境大学大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院（以下「本大学院」という）学則第43条の規定に基づき、人間環境大学大学院研究生（以下「研究生」という）に関する必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

第2条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事する。

(入学資格)

第3条 本大学院の修士課程または博士前期課程の研究生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、当該研究科相当の学力を有すると当該研究科が認めた者とする。

2 本大学院の博士後期課程の研究生として入学できる者は、大学院修士課程の修了者、又はこれと同等以上の学力を有すると当該研究科が認めた者とする。

(出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 研究計画書
- (3) 卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書および成績証明書
- (4) 現に職業に従事している者、又は在学中の者は、所属長又は学長の受験承諾書
- (5) 外国人留学生の場合、在籍期間開始日において、在籍期間終了日までの在留資格を有することを証明できる外国人登録証明書
- (6) その他各研究科が定める書類

(入学時期・入学許可)

第5条 研究生の入学時期は毎学年の初めからとする。ただし、特別の事情があると学長が認めたときはこの限りではない。

2 入学を志願した者については、別に定めるところにより選抜を行う。
3 研究生の入学は研究科委員会の議を経て学長が許可する。

第6条 入学を許可された者は、入学金、授業料および教育充実費（以下「学納金」という）を所定の期日までに納付しなければならない。

2 本大学を卒業、本学大学院を修了又は本学大学院の博士後期課程を単位取得退学し、研究生として入学を許可された者については、入学金を免除する。

(研究期間)

第7条 研究生の期間は1年とする。

2 研究を継続する必要があるときは、許可を得てその期間を延長することができる。

(検定料の免除)

第8条 前条第2項により、その期間を延長する場合は検定料を免除する。

(授業の聴講)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、担当教員の承認を経て、大学院および学部の講義・演習・実験・実習又は実技に出席することができる。

(単位認定)

第10条 研究生の研究については、単位の認定は行わない。

(施設等の利用)

第11条 研究生は諸規則に従い、図書館その他の必要な施設および設備を利用できる。

(身分証明)

第12条 研究生には、身分証明書を交付する。ただし、通学定期券証明書、学生運賃割引証の交付および奨学金の特典は付与しない。

(研究の報告、および証明書の交付)

第13条 研究生が所定の研究を終了したときは、その研究成果を指導教員を経て、当該研究科長に報告する。

2 学長は、研究生が相当の成績をあげたと認めた場合には、研究科委員会の議を経て、研究を修めた旨の証明書を交付することができる。

(研究費用の負担)

第14条 第6条に規定する学納金のほか、研究に要する費用は原則として研究生の負担とする。

(研究許可の取り消し)

第15条 研究生がこの規程に違反、又は疾病その他の理由により研究を継続する見込みがないときは、当該研究科委員会の議を経て、研究の許可を取り消すことができる。

(規程の準用)

第16条 この規程に定められていない事項については本大学院学則を準用する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成25年2月14日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成26年12月10日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程(改正)は、令和5年4月1日から施行する。